

平成29年 9月号
ボランティアセンターだより

たಿನない



編集・発行 胎内市社会福祉協議会

地域福祉係 ボランティアセンター

胎内市西本町 11-11 ほっとHOT・中条内

TEL 0254(44)8682, FAX 0254(44)8651

E-mail borasen@tainai-syakyō.or.jp

夏の暑さもやわらぎ
すっかりと秋らしくなりましたね
読書の秋、スポーツの秋など
みなさんは
今年は“何の秋”のご予定ですか？

“ジュニア福祉スクール”実施しました！

8月23～24日の2日間に夏の一大事業“ジュニア福祉スクール”を開催し、無事終了いたしました！今年の参加者は、小学4年生から中学2年生の42名となりました。参加してくれた子ども達は、とてもパワフルで元気な子ばかりです。初対面な子が多いため初めは静かですが…、夕方には「もうずっと前から友達だったのかな？」という程に仲良くなっています。子どもって素敵ですね◎

今年のプログラム内容は、“人と関わる”をキーワードに

- ・市内の福祉施設へ訪問し利用者との交流
- ・宮久集会所での昼食会（宮久地区へおじゃまし宮久のお母様方手作りのご飯をご馳走になりました！）など上記のプログラムの他、福祉について一緒に考える大変良い機会となりました。毎年最終日には、参加者にアンケートを取るのですが、「福祉施設でおいちゃんやおばあちゃんたちとお話が楽しかった」「どうしたらおいちゃんたちを喜ばせてあげられるのか考えたい」など福祉に興味や関心がある子ばかりで大変感心させられます。子ども達なので参加理由は、「お泊りが楽しい」「夜、お友達と話すのが楽しい」と素直ですが、「来年もまた参加したい！」「福祉についてたくさん知りたい」と答えてくれています。この事業に参加し楽しんでくれることで、事業の目的でもある福祉に興味をもってくれる子が胎内市に増えてくれることを願います。

ボランティアスタッフとしてご協力いただきました皆様には、感謝申し上げます。
ありがとうございました。

◎ジュニア福祉スクール…福祉体験を主体としたプログラムの内容から、福祉への興味を深めることや福祉の目線で考え行動できるきっかけづくりを提供しています。

環境美化活動

「たಿನないきれい隊」開催のお知らせ

開催日時：**9月30日(土)9時～12時**（※受付開始は、8時30分～）

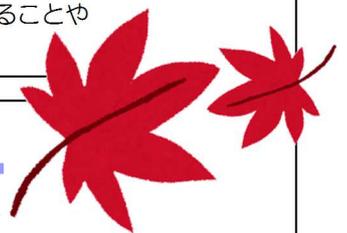
集合場所：**ほっとHOT・中条**（中条中央病院側出入り口）⇒ 活動実施場所：西本町全域

持ち物：ごみ拾い用トンゴ、軍手 他（無くても可）

その他：ボランティアスタンプ押印対象事業です。登録者は、スタンプカードをご持参ください。

申込み：胎内市社会福祉協議会 Tel 44-8682 へお願いいたします。

活動終了後に「社協特製とん汁」の振る舞いも実施します！
ぜひ、お立ち寄りください！※病院側出入り口にて実施





助成金情報



各助成金の詳細については、ボランティアセンターまでお問合せをお願いいたします。

● 生命保険協会 「元気シニア応援団体に対する助成」

対象団体：高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動を行う下記の条件をすべて満たす団体

- (1) 1年以上の活動実績を有し、少なくとも月1回以上の定例活動日を定め継続して運営していること
- (2) 特定の団体・組織などの下部に置かれる組織への支援または物資の貸し出し等のみを行う団体ではないこと
- (3) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと

対象活動：下記の条件をすべて満たす活動

- ① 高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等を行う活動
- ② 構成員だけでなく、地域の高齢者等の参加が可能な活動
- ③ 日本国内で行う活動

対象経費：助成対象活動に直接必要となる経費、且つ、対象期間中に経費支出が完了するもの
対象期間⇒平成30年4月～平成31年3月末

助成金額：1団体あたり上限額12万円

申込み期限：平成29年9月30日（土）当日消印有効



● 公益財団法人ジャパン日本興亜福祉財団 「住民参加型福祉活動資金助成」

対象団体：5人以上で活動し社会福祉法人を除く非営利団体（法人格は問いません）

対象活動：地域における高齢者・障がい者・子ども等に関する複合的な生活課題に、地域住民が主体となって包括的な支援を行う活動

◎地域課題に大きく貢献しているかを選考基準とします。

（例）・地域住民が主体となり組織的かつ継続的にボランタリーな活動に取り組んでいるか

・地域における福祉人材の育成に大きく貢献するか など

対象経費：人件費、会議費、機材・什器・備品購入費、交通費・通信費、印刷費、工事改修費などであり平成31年3月末までに支出した費用に限ります。

※今回助成を申請する活動と直接関わりのない職員などへの人件費や物件費、事務所の賃借料・水道光熱費など日常の維持管理費、助成申込書に記載した費目以外の費用、自動車購入費などは対象外となります。

助成金額：1団体あたり上限額30万円

申込み期限：平成29年10月20日（金）必着

